

出店申込者各位

いけだ・いらっしやいフェスティバル実行委員会

市民夜店選考会及び提出必要書類について

出店されるにあたり、下記のとおり夜店選考会を行いますので、必ずご出席くださいますようお願いいたします。

選考会に無断欠席されると出店ができませんのでご注意ください。

なお、代表者のご都合が悪い場合は、代理の方がお越してください。

また、合否の通知につきましては、選考会后、合否に関係なく、1週間程度を目途に、出店責任者様にお送りさせていただきます。

記

1. と き 7月12日（金） 午後7時〔時間厳守〕
2. と ころ 池田駅前北会館（菅原町3-1 ステーションN）5号室
3. 提出書類 ①市民夜店申込書兼同意書
②出店申請書
③誓約書
④身分証明書など添付用別紙（従事者全員分）
⑤電気使用機器申告書
⑥露店営業許可書の写し
※飲食ブースを出される方は全店必要です。

上記に加え、本書と印鑑（認印）もご持参ください。

【合格決定後】

※出店負担金の15,000円について、出店決定後に送付する決定通知書に記載の指定口座へお振込みください（荒天時の中止による返金はいたしません）。持参による受け付けはできません。

〔事務局〕池田市シティプロモーション課 TEL 072-754-6272

市民夜店の出店要綱

第52回池田市民カーニバル いけだ・いらっしやい祭の行事として行い、明るい健康的な夜店の開催により市民の融和と連帯をはかり、市民サービスに努める。

1. 出店資格

当振興会の主旨に賛同し、楽しく市民に喜ばれ、安全、衛生的なものを安く提供するものであって、営利を目的としないものであること。申込時満20歳以上の方で、下記に該当し、出店の注意事項を遵守する方。

- (1) 市民夜店選考会(7/12)に出席すること。
- (2) 池田市民または市内の各種団体等の方。
- (3) 暴力団およびその関係者でない方。
- (4) 飲食ブースを出店する場合、露店営業許可を取得していること。
- (5) 警察署・保健所等から出店に際しての指導があれば、それに従うこと。

※申込者と出店(希望)者が必ず同一人物であること。

〈住民票の提示、事業所、団体等の所属証明の提示を求める場合があります。〉

申込多数の場合は、選考等により決定させていただきます。

なお、個人より、各種団体(福祉・スポーツ団体、子ども会等)を優先させていただきます。

2. 手続

出店希望者は指定の申込用紙に住所、氏名、年齢、提供品目、販売価格等を記入して申込むこと。市民夜店部会で出店資格、業種、商品、価格等を審査し、出店を許可する。

3. 出店負担金 金 15,000 円也 (振込のみ)

【出店決定後に送付する決定通知書に記載の指定口座へ振込してください。】

※振込手数料は自己負担となります。

※出店負担金は返金できません。また、荒天等による中止等の場合、ご納入いただいた負担金の返金、損害の補償・補填等は一切応じませんのでご注意ください。

4. 店の大きさ 間口2.7メートル 奥行2.7メートル

※こちらで用意するものはテントと電源のみになります。

机・いすなどはご自身でご用意ください。

5. 出店場所 池田小学校グラウンド

出店場所の配置はこちらで指定した場所に限りさせていただきます。

6. 出店日時 令和6年8月24日(土) 午後4時～9時

7. 出店の受付・選考

日 時 令和6年7月12日(金) 午後7時

場 所 池田駅前北会館(池田市菅原町3-1 ステーションN) 5号室

夜店出店の注意事項

1. 出店許可の譲渡は厳禁です。
2. 搬入時間（24日午後2時～午後3時30分）・搬出時間（（予定）午後10時から）は厳守すること。当日は、がんがら火祭りが同時開催されるため、交通規制解除予定の午後10時以降しか搬出できません。ご理解ください。
(出店時間内に清掃しますので、清掃用具のご持参をお願いします)
3. 販売商品には必ず販売価格を表示する。
4. 出店開始前、主催者から、検体サンプルの提出を求められたときは速やかに応じること。
5. ごみ減量にご協力を！
※ごみは必ず各店が責任を持って処理するようお願いいたします。なお、粗大ごみは受け付けません。ビン・缶・ペットボトルなどは、必ず分別してください。カセットガスボンベなどは穴を空けてガスを抜いた状態を出してください。
6. 過電力による停電が多発しないよう、申請した以外の電気器具は認めません。以前、過電力によりブレーカーが落ち、多くの店が迷惑するという事態になりました。
7. LPガス使用については、火元より原則3m以上離すこと。
8. 火気を扱う出店者は消火器（ABC10型粉末消火器業務用）を必ず用意すること。
※当日消防本部の立会いがあり、用意していない場合は店の撤去を求められる場合があります。
9. 食品取扱いの方は生産物賠償責任保険に各自で加入すること。
10. 主催者の主旨に反した行動、言動等によりトラブルが発生した場合は即時出店を撤去します。
11. 出店スペース以外での販売やスタッフの飲食等は禁止します。また、スタッフの自転車、単車は指定の場所に止めてください。
12. 人に危害を与えるおそれのある物品（おもちゃの鉄砲類など）の販売は禁止します。
13. スピーカーなどで音楽による呼び込みは禁止します。
14. 選考後、ご納入いただいた負担金は返金できません。また、荒天等による中止等による出店負担金の返金、損害の補償・補填等は一切応じませんのでご注意ください。
15. 使用される電気器具の使用電力量は1店舗あたり2,000ワット以内までです。
16. アルコール類の販売は可能です。

=お知らせ=

令和6年度より、熱中症防止の観点から、開催時間を午後4時～9時に変更しております。
ご理解ください。

1 取り扱い可能な品目

- (1) 模擬店内で加熱してすぐに提供するもの
 - ・ フライドポテト、じゃがバター、フランクフルト、イカ焼き、焼きそば、たこ焼
 - ・ 焼き鳥、唐揚げ（加熱済の冷凍食品を使用すること）
 - ・ 回転焼、たい焼き（あん、カスタードクリーム等は既製品を購入し使用すること）
 - ・ 綿菓子、ホットケーキ、カップラーメンなど
 - ・ 温かいめん類
- (2) 常時加熱しながら提供するもの
 - ・ おでん、豚汁、雑煮、ぜんざい
- (3) かき氷（市販の氷を使用し、使用する度に、氷の表面を飲用できる十分な量の水で洗うこと）
- (4) 市販されている包装品をそのまま提供するもの（保健所への届け出は不要です）市販のパン、菓子類、氷菓、飲料など

2 取り扱うべきでない品目

- (1) 生もの（さしみ、肉たたき、生野菜サラダ等、冷やしきゅうり）
- (2) 米飯類（弁当、おにぎり、寿司類、カレーライス、炒飯等）
- (3) 直前加熱しない飲料（フレッシュフルーツジュース、タピオカジュース等）
- (4) 生クリーム
- (5) アイスクリーム類の小分け販売（ディッシャーアイス等）
- (6) サンドイッチ類
- (7) 冷やしためん類（冷やしそうめん、ざるそば等）

3 取り扱いに関する注意事項

- (1) 食品について
 - ① 出店現場で材料の下ごしらえを行わないこと。下ごしらえ済みの材料を購入し使用するか、飲食店等許可を受けた施設、または公民館の調理室等の衛生面の確保された場所で行うこと。（家庭での調理は行わないこと）
 - ② 前日からの調理は厳禁。必ず当日に調理し、中心までしっかり加熱すること。
 - ③ 要冷蔵食品、要冷凍食品を使用する場合は、保冷可能なクーラーボックス等で保管し、模擬店内に持ち込む量を最小限にすること。
 - ④ 調理後出来るだけ早く食べ、持ち帰りは避けるよう呼びかけること。
- (2) 器具等について
 - ① 原則、使い捨て容器を使用すること。
 - ② 清潔な調理器具を使用すること。
 - ③ 模擬店内で使用する取りばし、トング、おたまは予備を用意し、汚染された恐れがある場合は交換すること。
- (3) 従事者について
 - ① 清潔な作業着、帽子を着用すること。

- ② 37.5℃以上の発熱がある人、体調不良や下痢、腹痛などの症状のある人、手指に傷のある人は直接食品に触れる作業をしないこと。
- ③ 体調不良や下痢、腹痛などの症状のある人、手指に傷のある人は直接食品に触れる作業をしないこと。
- ④ 調理前やトイレの後など必要な時には、必ず手指を洗淨し消毒すること。
- ⑤ お金を扱う人と食品を扱う人を分けること。
- ⑥ 直接食品に触れる場合は使い捨て手袋を使用すること。

(4) 施設設備

- ① 模擬店を屋外で実施する場合は、販売面以外（屋根及び側面三方）をテント張り等で囲み、ホコリや直射日光を避けること。また、散水したり、調理場内にブルーシートを敷く等ホコリが飛散しないように注意すること。
- ② 手洗い設備にはアルコール等の消毒薬を用意すること。

(5) その他

- ① なるべく調理済食品約50gをビニール袋に入れ、2週間冷凍庫で保管すること。（問題発生時の原因究明のため、検査材料の保管にご協力ください。）
- ② 原材料にアレルギー物質（卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに等）が含まれているかどうかを把握し、販売時に購入者からアレルギー物質が含まれているかどうかの質問があった場合には正確な情報を伝えること。
- ③ もちつき大会では、つきあがった餅の持ち帰りや配布をせず、ぜんざい等加熱したもののみ提供すること

メニューが出店できるものかの可否は
臨時出店届け記入前にご自身で池田保健所衛生課
(TEL072-751-2990) へお問い合わせください。

①

令和6年度いけだ・いらっしやい
フェスティバル市民夜店申込書兼同意書
8月24日(土) 【池田小学校用】

令和6年7月12日

いけだ・いらっしやいフェスティバル実行委員会 様

事務局：池田市シティプロモーション課 (TEL:072-754-6272)

下記の内容で申し込みます。その際に『市民夜店の出店要綱』と『夜店出店の注意事項』の内容を遵守し、同意いたします。

記

所属団体名 _____

※上記は福祉・スポーツ団体、子ども会など団体として出店の場合のみ記入

住所または営業所所在地 (〒 _____)

営業店名 _____

(フリガナ)

代表氏名 _____

生年月日 T . S . H . . 電話 (_____) _____

出 店 内 容					
商 品 名	予定価額	販売方法	商 品 名	予定価額	販売方法

備考 1. 電源が 不用 ・ 必要 (コンセント 2口1ヶ所)
(合計2,000ワット以下)

2. 持込電機器具名 _____ 容量 _____ワット

3. 持込消火器本数 _____ 本 (火気器具1つにつき1本必要)

こちらの申込書を7月12日(金)午後7時に池田駅前北会館(池田市菅原町3-1ステーションN内)5号室で開催する夜店選考会に必ずご持参ください。

池田警察に写を提出

出店申請書

②

令和6年7月12日

第52回池田市民カーニバル
いけだ・いらっしやいフェスティバル実行委員会

〔出店責任者〕

住所 〒
(フリガナ)
氏名
生年月日 年 月 日
電話番号

私は、別紙の誓約書に署名のうえ、次のとおり露店の出店を申請します。

出店期間	令和6年8月24日(土曜日) 午後 4 時 ~ 午後 9 時		
営業従事者	1	住所	〒
		(フリガナ)	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
	電話番号		
	2	住所	〒
		(フリガナ)	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
	電話番号		
	3	住所	〒
		(フリガナ)	
氏名			
生年月日		年 月 日	
電話番号			
販売品目			
使用車両	車種・車名		
	登録番号		
組合加盟の有無	有 ・ 無 (組合・支部名)		

(注) 身分を明らかにするために、出店責任者と主な営業従事者の運転免許証等(顔写真入り)の「身分証明書の写し」を、別紙③に添付してください。

なお、「身分証明書の写し」は別紙にノリ付け(ホチキス禁止)の上、添付すること。

第52回池田市民カーニバル
いけだ・いらっしやいフェスティバル実行委員会 様

③

誓 約 書

今般開催されます第52回池田市民カーニバル【いけだ・いらっしやいフェスティバル】
において、「市民夜店」出店するにあたり、次のとおり誓約いたします。

1. 私は暴力団及びその関係者ではありません。
2. 私は暴力団に利益供与いたしません。
3. 暴力団活動排除のため、この出店申請書・誓約書が関係機関に提出されることに同意します。
4. 出店許可を他人に譲渡いたしません。
5. 出店時間並びに閉店時間を厳守するとともに後片付け(清掃等を含む。)をします。
6. 火気を使用する場合は、消火器(ABC粉末型消火器)を必ず設置します。
7. 「市民夜店の出店要綱」及び「夜店出店の注意事項」を遵守します。
8. その他、池田市民カーニバルいけだ・いらっしやいフェスティバル実行委員会の指示に従います。
9. 上記各事項に偽りがあった場合は、出店の不承認、出店了承の取消し、又は露店等の撤去の措置をとられても一切異議申し立てをいたしません。

令和6年7月12日

氏 名

印

電 話 ()

※この欄には身分証明書などの写しは貼らないでください。

池田警察に写を提出

④

この面にノリ付けしてください(ホチキス禁止)
※複数貼る場合は重ならないように貼ってください

※出店責任者及び従事者全員の身分証明書を添付してください。
(当日従事する可能性のある方も含む。)

電気使用機器申告書

(池田小学校用)

第52回池田市民カーニバル

いけだ・いらっしやいフェスティバル実行委員会 様

私は、池田市民カーニバル いけだ・いらっしやい祭フェスティバル
市民夜店の出店にあたり電気使用機器を下記のように申告いたします。

令和6年7月12日

氏名 _____ 印

出店テント番号 NO _____ (※記載不要)

使用機器名	機器容量	台数	備考

※お使いの機器容量が不明の場合でも、その機器の一般的な容量を記入
してください。コンセントのみの場合でもコンセント必要受口数と使用
容量を記入すること。電気の使用容量は1店舗当たり2,000ワットまで。

会場設営にあたり電気の総容量が不足した場合、やむなく使用個数を制限する場合がありますのでご了承ください。

当日消防本部による検査が入ります！

露店等で用いられる火気器具等の例

ガス器具

【気体燃料を使用する器具】



2口こんろ



1口こんろ



フライヤー



焼き鳥機



焼きいも機



おでん機



たこ焼き機



とうもろこし焼き機



カセットこんろ

【電気を熱源とする器具】



ホットプレート

【液体燃料を使用する器具】



石油ストーブ

【固体燃料を使用する器具】



七輪
まき,炭

発電機



本体



ガソリン携行缶

【液体燃料を使用する器具】

露店営業を行うにあたって

露店（出店の都度組み立てる組立式店舗または屋台）において、食品の調理及び提供等を行う場合は、以下の事項を守ってください。*下線部は、法改正に合わせて令和3年6月1日から変更になりました。

1. 必要な設備（イメージ図）



2. 露店でできるメニュー 簡単な調理でできるもの だけです。

直前加熱のもの（焼き鳥・フランクフルトなど）

簡単な飲料の調製
*添加する氷は市販の氷のみ

かき氷、わらびもち
*使用する氷は既製品
※わらびもちは、きな粉をまぶす行為だけ

加熱した食品を組み合わせたもの
（焼いたパン+焼いたソーセージ+焼いた野菜、カレーとごはん）

注：加熱した食品どうしの組合せや米飯は、加熱後の汚染を防ぐため、品目を限って管理しやすくする、非加熱品と一緒に扱わない等、制限があります。

3. 露店でできないこと

一次加工（材料を洗う、切るなど）

大量に水を使う行為（洗米など）

加熱後に包丁で切る

複雑な器具を使う調理工程

生ものに入ったメニューなど

シェイカーでカクテルをつくる
多種類の飲料を混ぜ合わせるなど

生クリームやフルーツを加える

全ての食品等事業者に義務付けられる事項（令和3年6月1日以降）

①食品衛生責任者の設置

営業者は、施設の衛生管理にあたって中心的な役割を担う者として、食品衛生責任者を設置することが必要となります。

<食品衛生責任者になるための資格要件（下記1～3のいずれかの資格が必要です）>

1 食品衛生監視員又は食品衛生管理者の資格要件を満たす者

(公社)大阪食品衛生協会

2 調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、食鳥処理衛生管理者、

と畜場法に規定する衛生管理責任者若しくは作業衛生責任者

3 食品衛生責任者養成講習会の修了者



ホームページ

※食品衛生責任者の有資格者がいない場合は、食品衛生責任者養成講習会を受講してください。

受講を希望される方は、(公社)大阪食品衛生協会 ホームページをご覧ください。

<https://www.ofha.or.jp/enterprise/sekininsya.html>

②HACCPによる衛生管理

法改正により、HACCPに沿った衛生管理が義務化されました。

露店やその一次加工所（露店で調理する材料の下処理や加工をする場所）

においては、【HACCPの考え方を取り入れた衛生管理】を行う必要があります。

【HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の内容】

業界団体が作成した手引書（※）に基づき、衛生管理計画を作成したうえで、

毎日の衛生管理の実施や記録の作成・保存を行うことが必要となります。

（※手引書は、厚生労働省ホームページをご覧ください。右QRコード又は「厚生労働省 HACCP 手引書」で検索）

厚生労働省HP「HACCPの
考え方を取り入れた衛生
管理のための手引書」



（参考）露店営業における「取扱品目例」

飲食店営業	
煮物類	おでん、煮込み、豚汁
焼物類	フランクフルト、イカの姿焼き、お好み焼き、いか焼き、回転焼、たい焼き
茹で物、蒸物類	蒸シューマイ、蒸しまんじゅう、じゃがバター
めん類	焼きそば、うどん、そば、ラーメン
揚げ物類	串かつ、からあげ、フライドポテト、アメリカンドッグ、ドーナツ
加熱品の組合せ	カレーライス、牛丼、ホットドック
米飯類	白ご飯、炊き込みご飯、おこわ ※炊飯と同程度の加熱調理のみ。露店の現場で炊いたご飯に具材を混ぜて調理加工することはできません。
酒類	日本酒、ビール、焼酎等
飲料	清涼飲料水、甘酒、ぜんざい、しるこ、紅茶、コーヒー
その他	かき氷、わらびもち